別表第五2⑴中「会社役員の兼務の状況」を「会社役員の兼職の状況」に改め、同表2⑴の表中「兼務会社名」を「兼職法人等名」に改め、同表2⑴記載上の注意2中「他の会社」を「他の法人等」に、「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第121条第７号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する者の兼職の状況」に改め、同記載上の注意3中「他の会社」を「他の法人等」に、「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況」に改め、同記載上の注意４中「兼務」を「兼職」に、「会社」を「法人等」に改める。

附　則

２１　この省令は、公布の日から施行する。

２２　この省令による改正後の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（以下「新省令」という。）別表第一、別表第三及び別表第五は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、新省令別表第一第１号様式貸借対照表の表の規定については、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

３　新省令別表第二及び別表第四は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○農林水産省、経済産業省、厚生労働省、財務省令第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十七条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月十三日

財務大臣　菅　直人
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成二十年農林水産省、経済産業省、財務省、厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第１号様式の表中「リース債務」を「リース債務　資産除去債務」に改め、同様式記載上の注意１中⑵を⑷とし、⑸から⑳までを⑻から㉓までとし、同⑷中「（昭和38年大蔵省令第59号）」を削り、同⑷を同⑺とし、同⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条の９に規定する事項

附　則

２１　この省令は、公布の日から施行する。

２２　この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令別表第一第１号様式は、平成二十一年四月一日に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、同様式の表は、平成二十二年四月一日に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

公　告

諸　事　項

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２１年（ヘ）第２２６号

大分県大分市三佐６丁目２番50号
申立人　株式会社タカフジ
代表者代表取締役　佐藤　隆彦
権利を争う旨の申述の終期　平成22年３月29日
平成22年３月30日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｓ230493
金額　907,000円
支払期日　平成20年９月10日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三井住友銀行京橋支店
振出日　平成20年５月12日
振出地　東京都中央区
振出人　株式会社ＮＩＰＰＯコーポレーション
代表取締役社長　林田紀久男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（ヘ）第２３１号

兵庫県姫路市広畑区吾妻町２丁目55
申立人　江口　照子
権利を争う旨の申述の終期　平成22年３月29日
平成22年３月30日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　ＢＲ36473
金額　3,000,000円
支払期日　平成21年11月10日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行本店
振出日　平成21年７月10日
振出地　東京都中央区
振出人　太平工業株式会社　代表取締役社長　澤田　靖士
受取人　進栄重機有限会社
裏書人　進栄重機有限会社　取締役社長　平木　秋男
被裏書人　白地
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＲ36474
金額　567,343円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、裏書人、被裏書人、最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
⑶手形番号　ＢＲ36673
金額　380,102円
支払期日　平成21年12月21日
振出日　平成21年７月21日
⑶の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、裏書人、被裏書人、最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２１年（ヘ）第２３４号

群馬県沼田市清水町4308番地
申立人　宇敷木材工業株式会社
代表者代表取締役　宇敷　慶吉
申立人代理人弁護士　上野　　猛
権利を争う旨の申述の終期　平成22年３月29日
平成22年３月30日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＤＣ55615
金額　1,345,428円
支払期日　平成22年１月31日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行東京営業部
振出日　平成21年10月13日
振出地　東京都千代田区
振出人　双日建材株式会社　代表取締役　竹下　昌彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人